

○島田市大規模再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例施行規則

平成31年 3月28日

規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、島田市大規模再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例(平成31年島田市条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(令5規則20・一部改正)

(事前協議)

第2条 条例第8条第1項の規定による届出に係る条例第7条第1項の規定による事前協議は、事業概要書(様式第1号)に次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 事業計画案(様式第2号)
- (2) 措置予定内容表(様式第3号)
- (3) 位置図
- (4) 案内図
- (5) 事業計画案に係る平面図
- (6) 事業区域内の土地の公図の写し又はこれに準ずるものとして市長が認める図書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 条例第8条第2項の規定による届出に係る条例第7条第1項の規定による事前協議は、事業概要書に次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 変更事業計画案(様式第4号)
- (2) 措置予定内容表
- (3) 変更の内容が確認できる図書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(令5規則20・一部改正)

(事業計画の届出)

第3条 条例第8条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 近隣関係者への説明会等の実施の状況
- (2) 事業区域内の土地の権利者の一覧
- (3) 事業の実施に係る関係法令等の手続の状況

2 条例第8条第1項の規定による届出は、事業計画届出書(様式第5号)に次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 事業計画(様式第2号)
- (2) 位置図
- (3) 案内図
- (4) 事業計画に係る平面図
- (5) 事業区域内の土地の公図の写し又はこれに準ずるものとして市長が認める図書
- (6) 事業区域内の土地の登記事項証明書等権利関係の分かる書類
- (7) 造成計画に係る平面図及び断面図
- (8) 排水計画に係る平面図
- (9) 擁壁計画に係る平面図及び断面図
- (10) 再生可能エネルギー発電設備の構造図
- (11) 事業区域内に設置する工作物の構造図
- (12) 近隣関係者への説明会等実施結果報告書(様式第6号)
- (13) 事業区域内権利者一覧表(様式第7号)
- (14) 関係法令等の手続の状況が分かる書類
- (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

3 事業者は、前項の規定により提出した届出書及びその添付書類の記載事項に変更があるときは、条例第8条第2項の規定により、当該変更をしようとする日の60日前までに、事業計画変更届出書(様式第8号)に次に掲げる図書を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 変更事業計画(様式第4号)
- (2) 変更の内容が確認できる図書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(令5規則20・一部改正)

(同意の申請)

第4条 条例第9条第1項の規定により事業を行うことについて同意を得ようとする事業者は、大規模再生可能エネルギー発電設備事業同意申請書(様式第9号)に措置内容表(様式第3号)及び前条第2項第1

号から第14号までに掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、[条例第8条第1項](#)の規定による届出と併せて行う場合には、[前条第2項第1号](#)から第14号までに掲げる図書の提出を省略することができる。

2 [条例第9条第1項](#)の規定により事業を変更することについて同意を得ようとする事業者は、大規模再生可能エネルギー発電設備事業同意申請書に措置内容表及び[前条第3項第1号](#)及び[第2号](#)に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、[条例第8条第2項](#)の規定による届出と併せて行う場合には、[前条第3項第1号](#)及び[第2号](#)に掲げる図書の提出を省略することができる。

3 市長は、[前2項](#)の規定による申請があったときは、その内容を審査し、同意するときは大規模再生可能エネルギー発電設備事業同意通知書([様式第10号](#))により、同意しないときは大規模再生可能エネルギー発電設備事業不同意通知書([様式第11号](#))により、当該申請をした事業者に通知するものとする。

(令5規則20・一部改正)

(工事着手届等の様式)

第5条 [次の各号](#)に掲げる届出又は報告は、それぞれ[当該各号](#)に定める様式により行うものとする。

(1) [条例第10条第1項](#)の規定による届出([同条第3項](#)において準用する場合を含む。) 工事着手届([様式第12号](#))

(2) [条例第10条第2項](#)の規定による届出([同条第3項](#)において準用する場合を含む。) 工事完了届([様式第13号](#))

(3) [条例第11条](#)の規定による届出 運転開始届([様式第14号](#))

(4) [条例第12条](#)の規定による報告 稼働状況報告書([様式第15号](#))

(5) [条例第13条第1項](#)の規定による届出 大規模再生可能エネルギー発電事業終了届([様式第16号](#))

(6) [条例第13条第2項](#)の規定による届出 大規模再生可能エネルギー発電設備撤去完了届([様式第17号](#))

2 [条例第14条第2項](#)に規定する身分を示す証明書は、身分証明書([様式第18号](#))によるものとする。

3 [条例第15条第1項](#)の規定による指導又は助言は、指導・助言通知書([様式第19号](#))により行うものとする。

4 [条例第15条第2項](#)の規定による勧告は、勧告書([様式第20号](#))により行うものとする。

(令5規則20・一部改正)

(工事着手届等の添付書類)

第6条 [次の各号](#)に掲げる届出書には、それぞれ[当該各号](#)に定める書類を添付するものとする。

(1) [前条第1項第1号](#)に定める工事着手届 設置工事の着手に必要な許可証等の写し

(2) [前条第1項第2号](#)に定める工事完了届 設置工事の完了が分かる写真

(3) [前条第1項第3号](#)に定める運転開始届 関係する法令に基づく完了届等の写し

(4) [前条第1項第6号](#)に定める大規模再生可能エネルギー発電設備撤去完了届 撤去の完了が分かる写真

(令5規則20・一部改正)

(稼働状況の報告の期限)

第7条 [第5条第1項第4号](#)に掲げる報告は、毎年度の稼働の状況を翌年度の4月30日までに行わなければならない。

(公表)

第8条 [条例第16条第1項](#)の規定による公表は、[島田市公告式条例\(平成17年島田市条例第3号\)第2条第2項](#)に規定する掲示場への掲示その他市長が必要と認める方法により行うものとする。

(意見を述べる機会の付与)

第9条 [条例第16条第2項](#)の規定による通知は、意見を述べる機会の付与通知書([様式第21号](#))により行うものとする。

2 [前項](#)の規定により通知を受けた事業者は、当該通知に係る意見を述べようとするときは、公表に関する意見書([様式第22号](#))により、その意見を述べなければならない。

(提出部数)

第10条 [条例](#)及びこの規則の規定により市長に提出する書類は、正副2通とする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年6月1日から施行する。

附 則(令和5年3月30日規則第20号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

[様式第1号\(第2条関係\)](#)

(令5規則20・一部改正)

様式第1号（第2条関係）

事業概要書

年 月 日

島田市長

協議者 住所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

島田市大規模再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第7条第1項の規定に基づき、事業概要書を提出します。

発 電 所 名 称	
事 業 区 域 の 所 在 地	
事 業 区 域 の 面 積	㎡
発 電 出 力	kW
事 業 者	住 所 又 は 所 在 地
	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名
	担 当 者 (連 絡 先)
事 業 着 手 予 定 日	年 月 日
運 転 開 始 予 定 日	年 月 日
事 業 終 了 予 定 日	年 月 日
特 記 事 項	

[様式第2号\(第2条、第3条関係\)](#)

(令5規則20・一部改正)

様式第2号（第2条、第3条関係）

事業計画案（事業計画）

発電所名称	
事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
設計者名	電話番号
用地の現況	(1) 現況地目及び面積
	宅地 m ² 原野 m ²
	田 m ² 雑種地 m ²
	畑 m ² その他 m ²
	山林 m ² 計 m ²
	(2) 用地の取得状況
	(3) 用地の取得計画
太陽光パネルの総面積	m ²
風力発電設備の高さ	m
年間発電電力量	kWh
施設計画	
排水計画	
防災計画	
都市計画区域	都市計画区域 内・外 地域
工期	着手予定日 年 月 日
	完了予定日 年 月 日

(注)

- 1 風力発電設備の高さの欄は、地盤面から風車を支持する工作物の頂部までの高さを記載すること。
- 2 施設計画の欄は、太陽光パネルの枚数、風力発電設備の基数等事業区域内に設置する施設の概要を記載すること。
- 3 排水計画の欄は、排水経路等を記載すること。

[様式第3号\(第2条、第4条関係\)](#)

(令5規則20・一部改正)

様式第3号（第2条、第4条関係）

措置予定内容表（措置内容表）

1 大規模再生可能エネルギー発電設備の立地その他事業計画の立案

(1) 区域設定

項 目	措置（予定）内容
区 域 設 定	

(2) 事前協議等

項 目	措置（予定）内容
事 前 協 議 等	

2 大規模再生可能エネルギー発電設備の設計及び施工

(1) 土地開発の設計

ア 関係法令及び条例の遵守

項 目	措置（予定）内容
関係法令及び条例の遵守	

イ 防災・安全面の配慮

項 目	措置（予定）内容
軟 弱 地 盤 へ の 対 応	
盛 土 ・ 切 土 面 の 保 護	
が け 崩 れ ・ 土 砂 流 出 対 策	
が け 地 対 策	
湧 水 対 策	
雨 水 ・ 排 水 対 策	

ウ 環境への配慮

項 目	措置（予定）内容
生活用水等への配慮	
動植物の保護	

エ 景観への配慮

項 目	措置（予定）内容
景 観 計 画 の 尊 重	
設 置 に よ る 影 響 の 適 切 な 把 握	
りょう 稜 線 の 保 全	
目 隠 し 等 の 措 置	
太 陽 光 パ ネ ル 及 び 架 台 の 色 彩	
風 力 発 電 設 備 の 色 彩	

オ 処分への配慮

項 目	措置（予定）内容
処 分 へ の 配 慮	

(2) 発電設備の設計

項 目	措置（予定）内容
適 切 な 設 計 委 託	
安 全 等 に 配 慮 し た 設 計	
基 準 等 に 基 づ い た 設 計 の 実 施	

(3) 施工

ア 安全等に配慮した適切な施工

項 目	措置（予定）内容
法 令 等 の 遵 守	
工 事 の 際 の 安 全 の 確 保	
適 切 な 廃 棄 物 処 理	
標 識 の 表 示	

イ 周辺環境への配慮

項 目	措置（予定）内容
騒 音 対 策	
濁 水 対 策	
関係者以外の立入防止措置	
緩和緩衝帯等の設置	
太陽光パネルの 反 射 光 対 策	
風力発電設備の バードストライク対策	

3 大規模再生可能エネルギー発電設備の維持管理並びに撤去及び処分

(1) 維持管理

ア 保守点検及び維持管理に係る実施計画の策定及び体制の構築

項 目	措置（予定）内容
保守点検及び維持管理 に係る実施計画の策定 及び体制の構築	

イ 保安規程等に基づく点検

項 目	措置（予定）内容
保安規程等に基づく点検	

ウ 適切な管理

項 目	措置（予定）内容
結果の記録・保管	
地域住民への配慮	
周辺環境への配慮	

エ 維持管理に関する進捗報告

項 目	措置（予定）内容
運転開始に関する届出	
稼働状況に関する届出	

事業の変更に関する届出	
オ 非常時の対処	
項 目	措置（予定）内容
関係者との連携体制の構築	
迅速な対応の実施	

(2) 撤去・処分

ア 法令等に基づく適正な撤去・処分

項 目	措置（予定）内容
法令等に基づく適正な撤去・処分	

イ 撤去・処分の手続等

項 目	措置（予定）内容
大規模再生可能エネルギー発電事業終了届	
大規模再生可能エネルギー発電設備撤去完了届	
処分費用の積立て	
地域住民との合意事項	

4 その他

項 目	措置（予定）内容

[様式第4号\(第2条、第3条関係\)](#)

(令5規則20・一部改正)

様式第4号(第2条、第3条関係)

変更事業計画案(変更事業計画)

		変 更 前	変 更 後	
事業区域の面積		m ²	m ²	
設計者名				
用地の現況	(1) 現況地目及び面積			
	宅地	m ²	原野	m ²
	田	m ²	雑種地	m ²
	畑	m ²	その他	m ²
	山林	m ²	計	m ²
		(2) 用地の取得状況		
		(3) 用地の取得計画		
太陽光パネルの総面積		m ²	m ²	
風力発電設備の高さ		m	m	
年間発電電力量		kWh	kWh	
施設計画				
排水計画				
防災計画				
都市計画区域				
工期	着手予定日	年 月 日	年 月 日	
	完了予定日	年 月 日	年 月 日	

(注)

- 1 変更があった事項について記入すること。
- 2 用地の現況の欄は、変更後の内容を記入すること。
- 3 風力発電設備の高さの欄は、地盤面から風車を支持する工作物の頂部までの高さを記載すること。
- 4 施設計画の欄は、太陽光パネルの枚数、風力発電設備の基数等事業区域内に設置する施設の概要を記載すること。
- 5 排水計画の欄は、排水経路等を記載すること。

[様式第5号\(第3条関係\)](#)

(令5規則20・一部改正)

様式第5号(第3条関係)

事業計画届出書

年 月 日

島田市長

届出者 住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

島田市大規模再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第8条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

発電所名称		
事業区域の所在地		
事業区域の面積	㎡	
発電出力	kW	
工事施工者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	電話番号	
保守管理責任者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	電話番号	
事業着手予定日	年	月 日
運転開始予定日	年	月 日
事業終了予定日	年	月 日

[様式第6号\(第3条関係\)](#)

(令5規則20・一部改正)

様式第6号(第3条関係)

近隣関係者への説明会等実施結果報告書

年 月 日

島田市長

報告者

住所 (法人にあっては、その
主たる事務所の所在地)氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名)

島田市大規模再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第7条第2項及び第3項の規定により近隣関係者への説明等を実施したので、次のとおり報告します。

発 電 所 名 称		
事 業 区 域 の 所 在 地		
説明会を実施 した 場 合	実 施 日 時	年 月 日 : ~ :
	実 施 場 所	
	説 明 者	
	参 加 者	
説明会以外の方法による 場 合 は 、 そ の 内 容		
参 加 者 か ら の 主 な 意 見		
上 記 意 見 へ の 対 応 方 針		
必 要 な 措 置 を 講 じ た と き は 、 そ の 内 容		

[様式第7号\(第3条関係\)](#)

様式第8号(第3条関係)

事業計画変更届出書

年 月 日

島田市長

届出者 住所 (法人にあっては、その
主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名)

島田市大規模再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第8条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

発電所名称		
事業区域の所在地		
項目	変更後	変更前
事業区域の面積	m ²	m ²
発電出力	kW	kW
工事施工者		
保守管理責任者		
事業着手予定日	年 月 日	年 月 日
運転開始予定日	年 月 日	年 月 日
事業終了予定日	年 月 日	年 月 日

[様式第9号\(第4条関係\)](#)

(令5規則20・一部改正)

様式第9号(第4条関係)

大規模再生可能エネルギー発電設備事業同意申請書

年 月 日

島田市長

住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

申請者

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

事業を施行するに当たり同意を得たいので、次のとおり申請します。

変更

なお、本事業について次の6の確約事項に掲げる事項を遵守し、適切に管理していくことを確約します。

1 発電所名称

2 事業区域の所在地

3 事業区域の面積 m^2

4 発電出力 kW

5 設置工事の着手予定日 年 月 日

6 確約事項

- (1) 事業を行うために必要となる各法令及び条例等の規定を遵守するとともに、措置内容表に定める措置を確実に実施し、市長の同意の下に事業を行うことを確約します。
- (2) 地域住民等との協調及び連携を図るとともに、地域の環境保全に対し、十分配慮します。
- (3) 事業区域の雑草等により隣接の土地に被害を与えないよう対処します。
- (4) 事業によって地域住民等に被害が及ぶ場合は、申請者である私と地域住民等との間において誠意をもって解決します。
- (5) 事業の中止又は終了時には、申請者である私の負担と責任において再生可能エネルギー発電設備の全部を撤去します。
- (6) 再生可能エネルギー発電設備を第三者に転売又は譲渡をした場合は、申請者である私が相手方に責任をもってこの確約事項を承継させます。

[様式第10号\(第4条関係\)](#)

(令5規則20・一部改正)

様式第10号 (第4条関係)

大規模再生可能エネルギー発電設備事業同意通知書

第 号
年 月 日

様

島田市長



年 月 日付けで申請のあった事業については、島田市大規模再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第9条第1項の規定により次のとおり同意したので、通知します。

発 電 所 名 称	
事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
発 電 出 力	kW
同 意 の 条 件	
市 の 意 見 等	

[様式第11号\(第4条関係\)](#)

(令5規則20・一部改正)

様式第11号 (第4条関係)

大規模再生可能エネルギー発電設備事業不同意通知書

第 号
年 月 日

様

島田市長



年 月 日付けで申請のあった事業については、島田市大規模再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第9条第2項の規定により次のとおり不同意としたので、通知します。

発電所名称	
事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
発電出力	kW
不同意とした理由	

[様式第12号\(第5条関係\)](#)

(令5規則20・一部改正)

様式第12号 (第5条関係)

工事着手届

年 月 日

島田市長

届出者 住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

島田市大規模再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第10条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

発電所名称		
事業区域の所在地		
工事着手日	年 月 日	
工事完了予定日	年 月 日	
工事施工者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	電話番号	

[様式第13号\(第5条関係\)](#)

(令5規則20・一部改正)

様式第13号 (第5条関係)

工事完了届

年 月 日

島田市長

届出者 住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

島田市大規模再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第10条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

発電所名称		
事業区域の所在地		
工事着手日	年 月 日	
工事完了日	年 月 日	
工事施工者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	電話番号	

[様式第14号\(第5条関係\)](#)

(令5規則20・一部改正)

様式第14号 (第5条関係)

運転開始届

年 月 日

島田市長

届出者 住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

島田市大規模再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第11条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

発電所名称		
事業区域の所在地		
事業区域の面積	㎡	
事業者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	担当者 (連絡先)	
運転開始予定日	年 月 日	

[様式第15号\(第5条関係\)](#)

(令5規則20・一部改正)

様式第15号（第5条関係）

稼働状況報告書

年 月 日

島田市長

報告者 住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

島田市大規模再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第12条の規定により、次のとおり報告します。

1 発電所概要

発電所名称	
事業区域の所在地	

2 報告対象期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 稼働状況（発電実績等）

月	発電量 (kW)	特記事項
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
計		

4 処分費用の積立状況

(処分費用に対する積立率 :	円 %)	年 3 月 31 日 現在
----------------	---------	---------------

[様式第16号\(第5条関係\)](#)

(令5規則20・一部改正)

様式第16号（第5条関係）

大規模再生可能エネルギー発電事業終了届

年 月 日

島田市長

住所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

島田市大規模再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

発 電 所 名 称	
事 業 区 域 の 所 在 地	
事 業 区 域 の 面 積	㎡
事 業 者	住 所 又 は 所 在 地
	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名
	担 当 者 (連 絡 先)
発 電 設 備 の 概 要	
事 業 終 了 日	年 月 日
特 記 事 項	

[様式第17号\(第5条関係\)](#)

(令5規則20・一部改正)

様式第17号（第5条関係）

大規模再生可能エネルギー発電設備撤去完了届

年 月 日

島田市長

届出者 住所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

島田市大規模再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第13条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

発 電 所 名 称	
事 業 区 域 の 所 在 地	
事 業 区 域 の 面 積	㎡
事 業 者	住 所 又 は 所 在 地
	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名
	担 当 者 (連 絡 先)
発 電 設 備 の 概 要	
撤 去 完 了 日	年 月 日
特 記 事 項	

[様式第18号\(第5条関係\)](#)

(令5規則20・一部改正)

様式第18号（第5条関係）

(表)

第 号	身 分 証 明 書		写真
所 属			契印
職 名			
氏 名			
生年月日	年	月	日
<p>上記の者は、島田市大規模再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第14条第1項の規定による立入調査の権限を有する者であることを証明する。</p> <p>年 月 日交付</p> <p style="text-align: right;">島田市長 印</p>			

(裏)

<p>島田市大規模再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例 抜粋</p> <p>(報告及び立入調査)</p> <p>第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に事業区域に立ち入り、当該事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(注) この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p>

(注) 大きさは、縦5.5センチメートル、横9センチメートルとする。

[様式第19号\(第5条関係\)](#)

(令5規則20・一部改正)

様式第19号 (第5条関係)

指導・助言通知書

第 年 月 日 号

様

島田市長



島田市大規模再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおり指導し、又は助言します。

発 電 所 名 称	
事 業 区 域 の 所 在 地	
事 業 区 域 の 面 積	m ²
発 電 出 力	kW
指 導 又 は 助 言 の 内 容	

[様式第20号\(第5条関係\)](#)

(令5規則20・一部改正)

様式第20号（第5条関係）

勧告書

第 号
年 月 日

様

島田市長



島田市大規模再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第15条第2項の規定により、次の措置を講ずるよう勧告します。

発 電 所 名 称	
事 業 区 域 の 所 在 地	
事 業 区 域 の 面 積	m ²
発 電 出 力	kW
勧 告 す る 理 由	
講 ず る べ き 措 置	
履 行 期 限	年 月 日

[様式第21号\(第9条関係\)](#)

(令5規則20・一部改正)

様式第21号（第9条関係）

意見を述べる機会の付与通知書

第 号
年 月 日

様

島田市長



年 月 日付け 第 号の勧告書をもって必要な措置を講ずるよう勧告しましたが、いまだに改善が認められないことから、島田市大規模再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第16条第1項の規定によりその旨を公表することを予定しています。よって、同条第2項の規定により意見を述べる機会を付与しますので、通知します。

なお、意見書の提出期限までに提出されない場合は、次の1(1)に記載した公表を予定する事項を公表することとなります。

1 公表を予定する事項並びに公表の時期及び方法

(1) 公表を予定する事項

氏名（名称及び代表者の氏名）	
住所（所在地）	
勧告の内容	

(2) 公表の時期及び方法

公表の時期	年 月 日
公表の方法	島田市公告式条例に定める掲示場への掲示その他市長が必要と認める方法

2 意見を述べる機会の付与に関する事項

意見書の提出期限	年 月 日
提出先	

[様式第22号\(第9条関係\)](#)

(令5規則20・一部改正)

様式第22号（第9条関係）

公表に関する意見書

年 月 日

島田市長

意見者

住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

島田市大規模再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例第16条第2項の規定により、次のとおり意見を述べます。

発電所名称	
事業区域の所在地	
発電出力	kW
公表の原因となった事業についての意見	
その他当該事案の内容についての意見	

(注) 意見書を提出する場合には、証拠書類等を併せて提出することができる。